

## 帯広市民文化ホールの事例について

○昭和63年11月

サンランドが帯広市民文化ホール建設。

○昭和63年12月～平成元年頃

サンランドがサンランド開発へ文化ホールを35億円で売却。売却時、平成元年6月から平成18年12月まで、年4回で分割払いする形の準消費貸借契約を結び、サンランドがサンランド開発に対し、売買代金を貸し付ける。

土地所有者はサンランド（親会社 長崎屋）、建物所有者はサンランド開発となる。市は、建物所有者と20年契約で賃貸借契約、賃料支払。

○平成6年7月

平成5年3月分と9月分の支払いが遅延したため、サンランドが売買契約の解除、文化ホールの引渡しを求め提訴する。

○平成6年下期

帯広市がサンランド、サンランド開発双方から賃料の請求されたことから、支払相手が不確知として、釧路地方法務局帯広支局に賃料を供託。

○平成6年10月末

土地所有者サンランド解散。所有権は長崎屋に移転。

○平成9年9月

サンランド開発が建物に対し、根抵当権設定仮登記、平成10年1月5日根抵当設定。

○平成9年12月

釧路地裁帯広支部がサンランドが請求した建物引渡し、所有権の移転登記の請求を棄却、サンランド開発に対し建物売買に係る未済金約32億円（遅延損害金含めると47億円）の一括支払いを命じる。

○平成10年1月

両者が札幌高裁に控訴。

市の賃料供託金総額約15億円のうち、サンランドへ約13億5千万円、他の債権権者に1億9千5百万円が釧路地方法務局帯広支局から払い渡される。

○平成15年2月

根抵当権が抹消されたことから、帯広市が市民文化ホールを約8億円で買収。